

置賜広域病院企業団 医事業務委託共通仕様書

1. 目 的

公立置賜総合病院、公立置賜長井病院、公立置賜南陽病院及び公立置賜川西診療所（以下「病院」という）における医事業務を専門的知識と経験を有する者に委託し、効率的かつ合理的に行うものとする。

2. 業務実施場所

- （１）公立置賜総合病院（山形県東置賜郡川西町大字西大塚２０００番地）
- （２）公立置賜長井病院（山形県長井市屋城町２番１号）
- （３）公立置賜南陽病院（山形県南陽市宮内１２０４番地）
- （４）公立置賜川西診療所（山形県東置賜郡川西町大字上小松２９１８番の２）

3. 業務内容

患者の外来受診に関する手続き、入退院に関する手続き、診療行為の料金化とこれに伴う保険請求・診療費の収納、諸法・公費負担医療制度の処理、診断書及び証明書等の文書処理など。なお、各病院における業務の詳細は、別紙１－１「公立置賜総合病院医事業務委託仕様書」、別紙２－１「公立置賜長井病院医事業務委託仕様書」、別紙３－１「公立置賜南陽病院医事業務委託仕様書」、別紙４－１「公立置賜川西診療所医事業務委託仕様書」のとおりとする。

4. 契約期間

契約期間は令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間とする。

5. 病院概要

施 設 名	公立置賜総合病院 (救命救急センター併設)	公立置賜長井病院	公立置賜南陽病院	公立置賜 川西診療所
診 療 科 目	【２６診療科】 内科、消化器内科、循環器内科、小児科、精神科、神経内科、脳神経外科、総合診療科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、小児外科、整形外科、心臓血管外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科	【１２診療科】 内科、神経内科、総合診療科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、泌尿器科、婦人科	【１２診療科】 内科、外科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、形成外科、循環器内科 〔休診中〕 精神科、小児科	【３診療科】 総合診療科、内科、整形外科

施設名		公立置賜総合病院 (救命救急センター併設)		公立置賜長井病院		公立置賜南陽病院		公立置賜 川西診療所
稼働病床数 (令和7年4月1日時点)		種別	病床数	種別	病床数	種別	病床数	無床
		一般	397	一般	50	一般	50	
		感染症	4					
		精神	46					
		ICU	8					
		HCU	12					
		計	467	計	50	計	50	
1日平均 延べ患者数 (令和6年度実績)	外来	総合病院	841.6人	172.0人		164.2人		39.9人
		救命救急	48.8人					
	入院	総合病院	373.9人	43.0人		43.1人		
		救命救急	12.7人					
1月当りレ セプト件数	外来	13,500件		1,980件		2,100件		650件
	入院	1,200件		80件		90件		
外来診療時間		8:30～17:00 ※救命救急：24時間		8:30～17:00		8:30～17:00		8:30～17:00
受付時間		8:00～16:30 ※救命救急：24時間		(新患)8:30～ 11:00 (再来)8:00～ 11:00		8:30～15:30		8:30～11:30 13:20～14:30
医療情報システム		電子カルテシステム（MegaOakHR：NEC）、医事システム（MegaOakIBARSⅢ：NEC）、 オーダリングシステム、DPC コーディングシステム等からなる統合システム						

※「1月当りレセプト件数」については目安であり、月により変動する。

6. 委託業務の基本的運用方針

(1) 医療の質の向上への貢献

- ① 病院の医療機能を理解し、機能に適合した業務をすること。
- ② 多様な診療行為に対し、患者や保険者への請求の可否を明確にし、病院職員に情報提供すること。
- ③ 医療の質向上に資するデータの選定、取得、及び分析に協力すること。
- ④ 医療情報システムを理解し、入力などのデータ処理を迅速かつ正確に行うこと。

(2) 患者サービスの向上

- ① 親切、丁寧な接遇態度で接すること。
- ② 患者の待ち時間を短くするとともに、待たせる場合にあってはストレスを緩和する方策を検討し、提案すること。
- ③ 患者等からのクレーム及び相談等には、真摯な姿勢で的確に対応すること。
- ④ クレームやインシデント等が発生した場合は、病院職員に報告の上、原因を分析し、その結果に基づいて再発防止策を立案し、実施・評価すること。

(3) 病院経営への貢献

- ① 四半期毎に病院経営 (DPC、施設基準等) に関して改善の提言を行うこと。
- ② 業務の改善について、病院と定期的に意見交換を行うこと。
- ③ 外来業務の自己評価を四半期毎に行い、改善に向けて報告を行うこと。
- ④ 入院業務の自己評価を四半期毎に行い、改善に向けて報告を行うこと。
- ⑤ 部門毎の自己評価を四半期毎に行い、改善に向けて報告を行うこと。

- ⑥ 診療報酬改定時に速やかな情報提供を行うこと。
- ⑦ 診療報酬改定や医療保険制度等についての情報を収集し、適正かつ確実に対応すること。
- ⑧ 請求漏れの防止・削減に努めること。また、請求漏れが発生した場合には、その原因を分析し、防止・削減対策を立案し、実施・評価すること。
- ⑨ 返戻・査定の防止・削減に努めるとともに、原因を分析し、その結果に基づいて防止・削減対策を立案し、実施・評価すること。
- ⑩ 診療報酬改定に伴う影響調査等を行い、病院経営健全化に繋がる収益増の提案を行うこと。
- ⑪ 病院職員が策定する未収金対策の計画等に協力するとともに、未収金の削減策を確実に実施すること。
- ⑫ 未収金の発生防止に最大限の方策を講じること。

7. 業務実施体制

(1) 責任者・有資格者の配置

- ① 責任者及び有資格者を配置し、病院からの指示や病院への報告に即応できる体制を明確にすること。
- ② 事故発生時、対応と報告が直ちにできる体制を整えること。
- ③ 災害等の発生時、病院の指示に最大限応えられる体制を整えること。

(2) 従事者

- ① 業務遂行に支障のないよう、業務に対する十分な知識を有する適格な者を配置すること。
- ② 従事する職員を病院に報告すること。
- ③ 従事者であることがわかる服装や名札を準備すること。
- ④ 従事者の院内感染対策及び安全対策を実施すること。

(3) 教育研修

- ① 委託業務に関する研修は社内研修として必要十分実施すること。
- ② 医療安全、院内感染対策等に関する病院の研修へ従事者が参加するよう配慮すること。

(4) 個人情報の保護

置賜広域病院企業団個人情報保護条例に従って適切に取り扱うこと。

(5) 業務管理

- ① 業務手順を記した標準作業書を備え付けること。
- ② 標準作業書の様式は自由とするが、病院の確認を受けること。標準作業書に大幅な変更があったときも同様とする。
- ③ 効率的な業務実施のため、病院との協議により業務手順を点検し、その結果に基づいて改善策を立案し、実施・評価すること。
- ④ 毎月の業務内容を記した業務完了報告書を病院に提出し、検査を受けること。
- ⑤ 効率的な業務実施のため提案の制度を設ける等、業務改善のための仕組みをつくること。

(6) 業務の引き継ぎ

契約期間の満了または契約の解除に伴い、新たな受託者と交代する場合は、業務の一切の引き継ぎを病院の定める期間において誠実・確実に行わなければならない。

8. 病院事業への協力

受託者は、業務の遂行に必要な以下の事項に協力すること。

- (1) 病院が開催する医事業務に関係する委員会等への出席
- (2) 病院の実施する医療安全対策及び院内感染対策への協力
- (3) 災害訓練、システム障害時訓練等への参加及び障害時の対応に万全を期すること
- (4) 病院事業に関する関係機関の検査や指導への対応
- (5) 病院内で発生した事故等への病院の対応
- (6) その他、医事業務に関係する事項で病院が受託者の協力を求めた事項

9. 経費負担区分

業務遂行に必要な経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、医事業務に使用するものに限られ、受託者の業務管理、教育研修及び雇用管理等に使用するものは除く。

区分	病院	受託者
事務室、会議室、更衣室	○	
駐車場	○	
備品（机、椅子、キャビネット、ロッカー）	○	
医療情報システム機器、運用及び保守の経費（病院が所有または賃借しているものに限る）	○	
光熱水費	○	
通信運搬費（電話、FAX、郵送及び宅配、切手）	○	
消耗品費（事務用品等で医事業務等に使用するものに限る）	○	
印刷製本費（申請書や帳票等で医事業務等に使用するものに限る）	○	
給与等の雇用の経費（給与、諸手当、交通費、福利厚生費等）		○
被服の経費（従事者の被服購入、洗濯）		○
労働安全衛生の経費（健康診断、予防接種、感染症対策用品等）		○
書籍購入の経費（医療保険制度、診療報酬請求関係等）		○
教育研修の経費（病院外での教育研修を含む）		○
釣銭用現金	○	

10. その他

- (1) 病院は、本業務を遂行するために必要な設備、備品等は無償で使用するものとする。この設備、備品等については、善良なる管理者の注意義務を持って使用するとともに業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者が故意又は業務上の過失により病院に損害を与えた場合は、協議するものとする。協議の結果、重大な過失と認められるときは、受託者はその損害を賠償すること。損害および賠償の額については、協議により決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項等疑義が生じた場合は、その都度、病院と受託者が協議して定めるものとする。